

**志木市地域支え合い
「お手伝い隊」通信**

発行 NPO法人
東上まちづくりフォーラム
志木市館2-5-2鹿島ビル4階
お手伝い隊;048-473-0655
代表電話;048-476-4600

**高齢者や障がい者の
お困り事をお手伝いします**

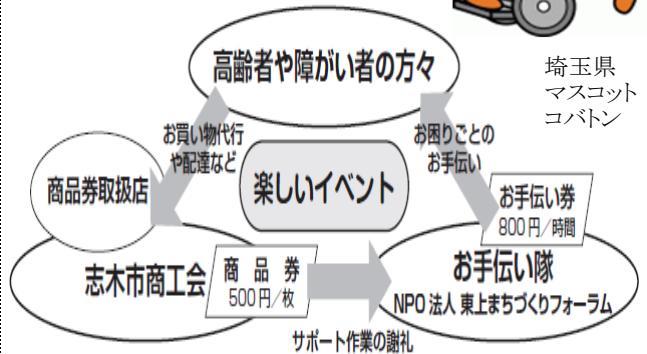
お手伝い隊は、おかげさまで1周年を迎えました。これからも地域の高齢者や障がい者の期待に応えていきます

志木市地域支え合い・お手伝い隊は昨年の7月23日から活動を開始以来多くのボランティアスタッフや関係者に支えられ1周年を迎えることが出来ました。特に高齢者の方々は毎年増加し、お困りごとが多岐に広がっていますのでニーズに出来るだけ応えられるよう努めております。高齢者や障がいをお持ちの方におかれましては何なりと電話でご相談下さるようお待ちしております。

志木市地域支え合いは、埼玉県の福祉政策です。事業主体は志木市商工会、ボランティア活動はNPO法人 東上まちづくりフォーラム・お手伝い隊が担当しています



埼玉県
マスコット
コバトン



最近の活動状況 (6月末現在)

利用会員数(高齢者・障がい者)=61名

お手伝い隊数(ボランティアスタッフ)=67名

今年4~6月、月平均活動件数=35件、49時間

お手伝い隊に依頼する方法について

1) お困りごとがあれば電話で相談を

まずご相談の電話をお手伝い隊事務局 (NPO法人 東上まちづくりフォーラム) に電話(048-473-0655)して下さい。

2) お手伝い隊が電話を受けると

事務局員がご自宅を訪問し更に詳しくお困り事をお聞きすると共に対応方法を説明します。ボランティアスタッフへの謝礼の「お手伝い券(1時間800円・複数枚可能)」を事前に購入いただきます。

3) ボランティアスタッフの派遣

お困りごとの仕事と希望日時にマッチしたボランティアスタッフを都度事務局が探し、ボランティアスタッフが訪問します。

最近のお困り事のベスト10

お手伝い隊(ボランティアスタッフ)の活動内容の件数の多い順です。

- 1) 家の掃除、壁拭き、換気扇掃除、カーテン交換
 - 2) ゴミ出し、ゴミ集積所の清掃/箱の準備
 - 3) 病院への予約、通院/入退院の付添
 - 4) 買い物代行、お薬購入代行
 - 5) 庭の草取り、植木剪定、緑のカーテン製作
 - 6) 家具/ベッド/テレビの移動
 - 7) 見守り、話し相手、散歩/美容院同伴
 - 8) 書類/手紙の代読/代筆
 - 9) ドア/床/家具の修繕、パソコントラブル対応
 - 10) 蛍光灯/扇風機の修理、インターホン交換
- 家の掃除には、部屋/台所/風呂場/トイレなどが含まれています。ユニークなところでは町内会の清掃作業で道路周辺の草取りや下水掃除など昔なら年寄りには免除されたようなことの作業依頼があり時代の変化を感じます。

市民のお困りごとの相談窓口

1)民生委員は市民の立場で色々な相談に応じます

2)高齢者の相談は「高齢者あんしん相談センター」でも応じます。

【地域包括支援センター】

(柏町/館担当) 柏の杜 電話;486-5199

(宗岡担当) せせらぎ 電話;485-2113

(本町/幸町担当) ブロン 電話;486-0003

3)志木市役所の高齢者相談窓口は

高齢者ふれあい課 電話;473-1111

お手伝い隊と介護サービスについて

介護・ホームヘルパー

お手伝い隊
生活援助

庭の手入れ
家具の移動
家具の修繕
家屋の修繕
電気製品の
修繕
パソコン対応
来客の接待
町内の代行

生活援助

掃除
ゴミだし
洗濯
衣類整理
寝床作り
買物代行
食事調理
通院介助

身体介護

・体に触れて
食事介助
服薬介助
排泄介助
入浴介助
洗面介助
身体整容
着替え介助
体位変換
外出介助

お手伝い隊のボランティアスタッフは、介護や医療制度の資格を持たない素人ですので体に触れる介助は法律で出来かねます。

ホームヘルパーの通院介助は介護制度の制限がありますが、お手伝い隊は体に触れない介助を家族に代わって行います。

大募集！！

お世話を受けたい方、ボランティアをしたい方、募集しています。右の事務局までお電話ください。ボランティアスタッフが活動中不慮の事故遭遇した時はNPO傷害保険で保障されますのでご安心ください。

お手伝い隊(ボランティアスタッフ)の活動規約について

お手伝い隊は、家族に代わってお困りごとのお手伝いを行いますが、幾つかの制約があります。

- 1)利用会員の家までの移動の基本は、徒歩または自転車です。
- 2)お手伝い場所は、利用会員のお宅が基本ですが、病院予約や通院介助、買い物代行などは外出します。この移動は、バス、電車、タクシーを利用しこの実費を利用会員にご負担いただきます。(自家用車利用は法律で禁止されています)
- 3)作業道具は持参しますが修繕材料は利用会員に実費をご負担いただきます。

よくある質問

Q;お手伝い隊800円と商品券500円の差額300円はどうなるのか?

A;利用会員への事前確認・説明、お手伝い券の販売、利用会員の勘違いによる不在などお手伝い券をいただけないボランティアスタッフの行動に対しても商品券を渡したり、事務局の運営費に充当しています。

編集後記

お陰様で1周年を迎えることができたのは、心優しいボランティアスタッフの努力のお蔭と感謝しています。(鈴木)



埼玉県
マスコット
コバトン

発行 NPO法人 東上まちづくりフォーラム

発行人 理事長 柴田郁夫

編集 お手伝い隊 事務局 鈴木和雄

住所 志木市館2-5-2 鹿島ビル4階

お手伝い隊専用電話;048-473-0655

代表電話; 048-476-4600